

# 司法修習における経済的支援について

司法は法の支配・人権の保障などの公共的価値を支えるインフラ  
**力強い司法を担う次世代の法曹の養成が重要**

ぜひ有為な人材を法曹に…

## ところが… 法曹志願者の減少

法科大学院適性試験入学有資格受験者の減少  
 H24 5801人→H25 4792人→H26 3994人  
 法科大学院入学者も減少  
 H24 3150人→H25 2698人→H26 2272人

### 重い経済的負担の不安が影響

- ✓ 法科大学院等の奨学金に加え、  
 修習資金の貸与金の負担
  - ・ 修習生の82%が修習資金の債務を負担し、  
 46%が奨学金債務も負担。 ※1
  - ・ 修習期間中平均305万円の貸与金を負担。
  - ・ 半数近くが債務合計400万円以上を負担。  
 ※3
- ✓ 経済的理由で法曹への途が断たれる場合も
  - ・ 21%の修習生が修習辞退を考えたことがある  
 その理由は…  
 貸与制に移行したための経済的不安…63%  
 「貸与制のため修習を断念した例を何件も  
 知っている」  
 「優秀なのに経済的理由で法曹への道を  
 諦める人がいる」 ※3  
 就職難や弁護士の経済的困難への不安  
 …55% ※3

法曹という専門職養成のための公的支援を

司法修習では法曹としての実務に必要な能力を習得  
 国が修習を命じ、配属地で修習  
 修習生は修習に専念する義務を負う

## ところが… 経済的不安が修習の妨げに

### 修習を行う上での経済的不安がある…69%※2

「借金が増えていくので本当に気が重い」  
 「将来の収支が不安で、  
 修習中の出費をできるだけ削る」  
 「学習のための書籍の購入を  
 ためらってしまう」  
 「将来の返済があるので、就職先も  
 収入や実家の近く等で限定される」  
 (以上修習生アンケートから ※3)

### ★修習を更に充実させ、 修習に専念し得る 環境の整備を

☆「検討会議とりまとめ」  
 \*「修習の更なる充実」・  
 「修習の在り方の検討」  
 \*「修習生の地位」・  
 「関連する措置の  
 検討等」

貸与制導入の前提となった  
 事情の変化  
 司法試験合格者3000人を目指す  
 閣議決定は撤廃

## 修習生に対する経済的支援が必要

### ★★★ 給費の実現

#### ★★ 修習手当（給付型）の創設

- ・ 安心して修習し得るための基礎手当
- ・ 住居手当
- ・ 通勤手当
- ・ 扶養手当
- ・ 移転料 など

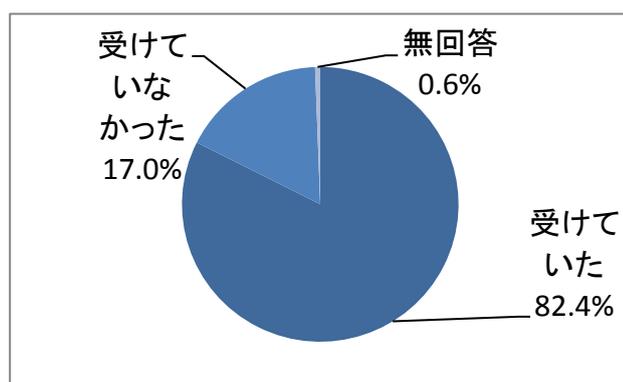
#### ★ 緊急措置として貸与制の運用における是正（不均衡の是正・実費の給付）

司法修習資金の貸与・法科大学院等の奨学金債務について  
(65・66期会員に対する就業状況等アンケート調査結果から算出)

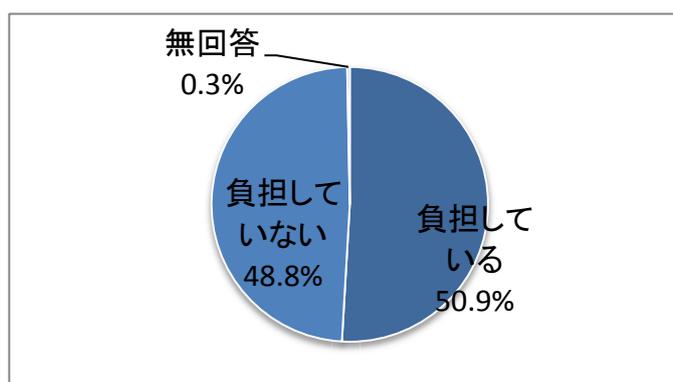
実施期間: 2014年(平成26年)7月31日(木)～8月29日(金) 実施団体: 日本弁護士連合会  
 対象: 本年7月時点の現新65期会員・66期会員 実施方法: 郵送  
 送付数(郵送物未着分を除く): 3618名 有効回答数: 990 (回収率: 27.4%)

(1) 修習資金の貸与を受けていたか・奨学金債務を負担していたか

【修習資金の貸与】



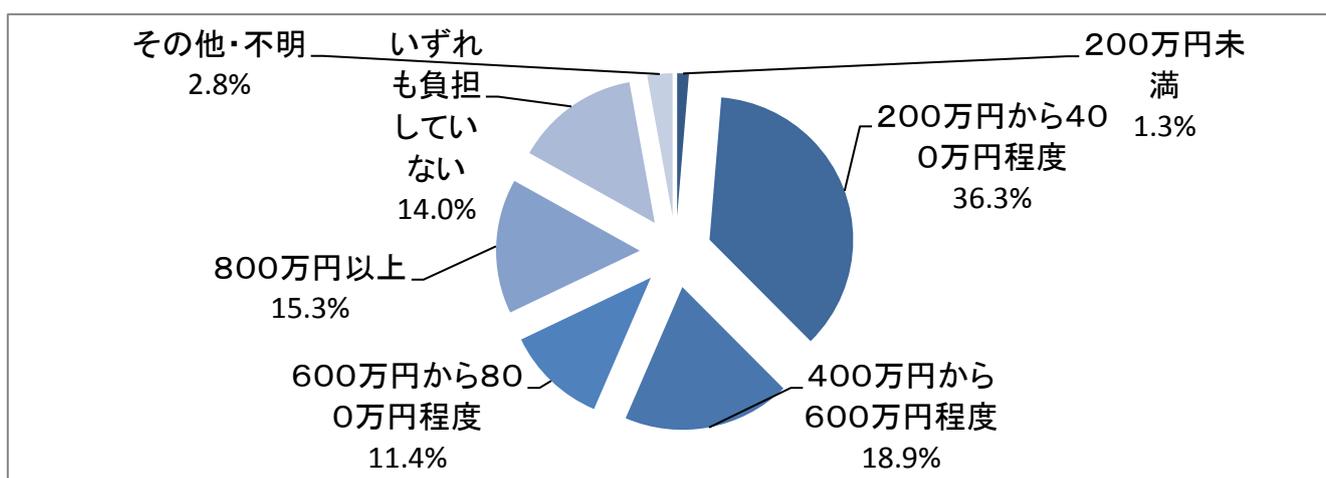
【奨学金債務の負担】



	回答数	%
奨学金債務を負担し・修習資金貸与を受けている	464	46.9
奨学金債務のみ負担している	33	3.3
修習資金貸与のみ受けている	346	34.9
いずれも負担していない	139	14.0
無回答・不明	8	0.8
合計	990	100.0

(2) 奨学金債務総額・貸与金総額の合計額(※1)分布

	回答数(A)	% (A÷①)	% (A÷②)
200万円未満	13	1.6	1.3
200万円から400万円程度	359	43.6	36.3
400万円から600万円程度	187	22.7	18.9
600万円から800万円程度	113	13.7	11.4
800万円以上	151	18.3	15.3
合計(奨学金債務・貸与金負担)(①)	823	100.0	—
いずれも負担していない	139	—	14.0
その他・不明※2	28	—	2.8
合計(②)	990	—	100.0



※1 問27(奨学金債務(自身が負担した額)の総額・問30(貸与金の総額)回答を合算して作成。ただし、選択肢で設定された金額を跨ぐものについては、設定幅が近い金額に該当するとみなして算出している。

※2 問27・問30のうち、いずれか無回答であったもの及び貸与金額が「その他」のもの